

## 公益財団法人長野県テクノ財団役員の報酬並びに費用に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県テクノ財団（以下「財団」という。）役員の報酬並びに費用に関し、法令または定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として毎月一定額を支給するものをいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、賞与及び退職金を支給しない。
- 3 報酬の支給日、支給方法等支給に関する詳細については、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

### (報酬の額の決定)

第4条 財団の常勤役員の報酬月額は、別表の常勤役員報酬表のとおりとする。

### (費用の支払い)

第5条 財団は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

### (公表)

第6条 財団は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本財団の設立の登記の日から施行する。

(別 表) 常勤役員報酬表

(単位：円)

区 分	月 額
専務理事	250,000